

意見書の提出を検討されている方はご一読ください

まちづくり条例では、特定開発事業の事業者（以下「事業者」という。）が町と開発事業内容の協議を行う前の段階で、開発事業者が開発事業地より半径 100 メートル以内の土地所有者、建物所有者及び建物居住者等の開発事業による利害関係を有する者（以下「利害関係者等」という。）に対して、一定の期間内に「説明会等の適切な方法により特定開発事業計画書の内容を周知しなければならない。」と規定しています。

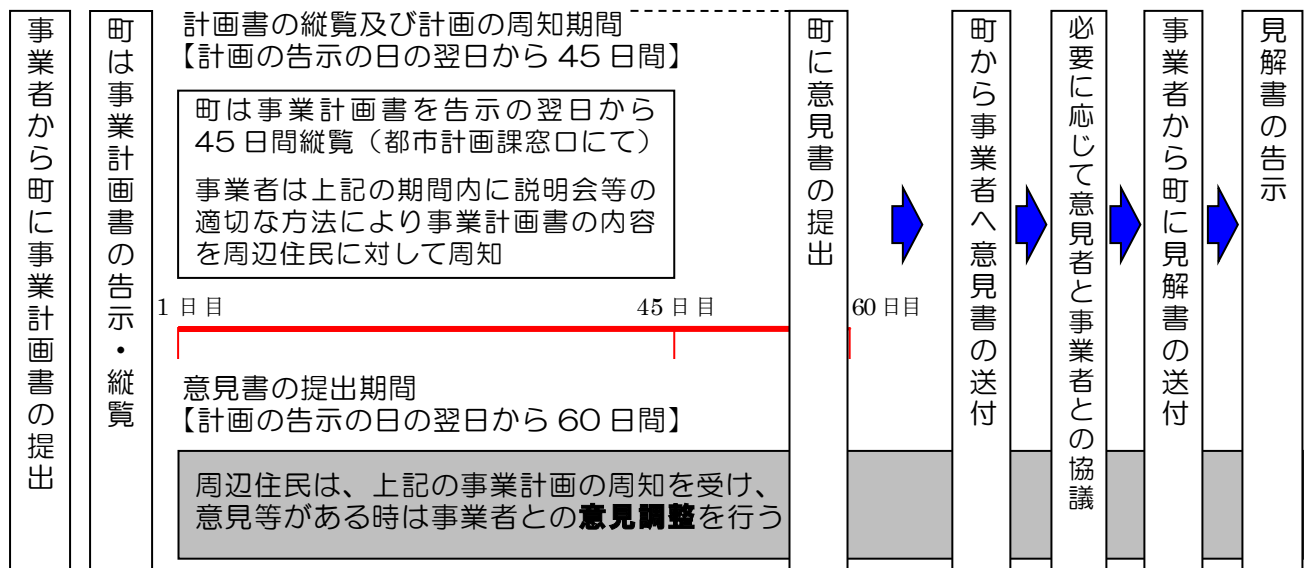
利害関係者等は、事業者(あるいは代理人)から計画内容の周知を受けた後に意見がある時は、町が告示した期間内に、事業者と**意見調整**をすることができます。

利害関係者等は、町が告示した期間内に事業者との意見調整が不調に終わり、引き続き意見調整を行いたい時、またはまちづくり条例に基づいて事業者から意見に対する見解を必要とする時は、別紙『意見書』を提出することができます。

このことは、利害関係者等と事業者の協働を実践する仕組みのひとつとして、特定開発事業に関する情報提供、情報収集並びに意見調整の機会を確保したものであります。

意見書を提出される際は次の事項にご留意ください。

- ①意見書提出者は、開発事業による利害関係を有する者か。
- ②意見の内容は、当該開発事業に関することで、意見書の提出に至るまでの間に開発事業者と十分に意見調整を行った事項か。
- ③意見の内容は、具体的であり、かつ意見書提出者の希望する解決策が明記されているか。



第 22 号様式（条例第 27 条関係）

※整理番号

町で記入します

特定開発事業に対する意見書

平成 年 月 日

葉 山 町 長 殿

あて先は町長ですが、意見は事業者に対するものです

住所

氏名

電話番号

ご記入いただいた個人情報は、事業者に送付されます

㊞

()

葉山町まちづくり条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

対	名 称	
象	地 名 地 番	葉山町
事	事 業 者 名	
業	事業者住所	
特 定 開 発 事 業 計 画 に 対 す る 意 見		
意見の内容は、簡潔かつ具体的であり希望する解決策までご記入ください。 〇〇について、〇〇故に、〇〇としてほしい。 例) 計画建物の高さについて、事業者から示された日影図によると、計画されている高さの建物が建つと、当方建物の南側に日が当たらなくなるので、建物の高さを下げてほしい。		
見 解 書 の 提 出	要 . 不要	
備 考	事業者からの見解書の要・不要をご記入ください	

注 1 ※印のある欄は記載しないで下さい。

2 参考となる資料があったら添付して下さい。

3 記入していただく住所、氏名及び電話番号は事業者にお伝えしますので、ご了承下さい。

意見者に対して事業者(代理人)から連絡があります

第 22 号様式（条例第 27 条関係）

※整理番号	
-------	--

特定開発事業に対する意見書

平成 年 月 日

葉山町長殿

住所

氏名 (印)

電話番号 ()

葉山町まちづくり条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業	名称	
	地名地番	葉山町
	事業者名	
	事業者住所	
特定開発事業計画に対する意見		
見解書の提出	要 ・ 不要	
備考		

- 注 1 ※印のある欄は記載しないで下さい。
2 参考となる資料があったら添付して下さい。
3 記入していただく住所、氏名及び電話番号は事業者にお伝えしますので、ご了承下さい。